

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

視点

後付けの社会正義では意味がない

No.142 2000年 9月

少年法改正をめぐる議論

先般の衆議院選挙で争点の一つに、少年法改正問題への対応があった。「人を殺す経験」をしたくて下校途中に中年女性を金槌で撲殺した少年、高速バスを乗っ取り人質を刺殺した犯人らが、何れも17歳であったことから「恐るべき17歳」という見出しが、連日新聞紙面を賑わせた。それらの事件に加えて、「凶悪事件を起こした犯人が、少年であることを理由に極刑に処せられないのは不合理ではないのか」という被害者遺族の悲痛な叫びが、視聴率偏重のワイドショーを中心にマスコミの取り上げるところとなり、少年法見直しを求める声が高くなっている。

そうした機運を踏まえて、自民党は、死刑相当の罪を犯した少年に対し、仮釈放までの期間を延長するとともに、刑事処分の適用年齢を16歳から14歳に引き下げ、殺人と強盗、婦女暴行に関しては成人犯罪同様に検察に送致すること等を内容とする少年法改正案をまとめた。この法案は、昨年3月に国会に提出されたものの一年以上たなざらしになった末、5月中旬にようやく審議入りしたが、解散に伴なって審議未了で廃案となった。

そもそも刑罰の強化と適用年齢の引き下げが、どの程度犯罪の抑止効果につながるのかということについては議論が分かれている。しかし、本当の問題はもっと根の深いところにある。私たちの社会のルール・秩序が、どこに正当性の源を有しており、どこまで個人に強制しうるのかということである。

換言すると、多数決原理と個人の権利の関わり方の問題でもある。

正義に反対する者は不正義か

被害者遺族たちが吐露する怒りと無念さは、人間的な感情として当然の反応である。しかし、私たちは社会のルールや秩序が感情論によって構築されるべきでないこともまた忘れてはならないであろう。たとえ多数決原理に則って支持され決定されたルールであっても、集団的熱狂下で策定されたものには、しばしば理性を見失った不合理が含まれている（たとえば、第二次大戦時の米国における日系人強制収容命令など）。

自分たちが一般的に信じている「社会正義」と異なる価値観を持っているからといって、それを不正義と決め付ける根拠を立証することは難しい。これまで、ギリシャ・ローマ時代や古代中国の頃から、いろんな説明や議論が哲学や倫理学として展開されてきた。18世紀、カントの道徳的共同体の提唱もその試みの一つであった。しかし、その適用対象範囲がどこで線引きされるべきかという根本的課題は時代によって変化し続けている。わずか200年前のトーマス・ジェファソンでさえ、「全ての人間が自明の理として奪うことのできない権利を有している」と主張しつつ、自ら黒人奴隷を所有することに矛盾を感じていなかった。

つまり共通の社会に属しているか否かによって、共通の正義を議論できる土壌の有無に関わってくる。逆にいうと、私たちの正義への反対を必ずしも不正義とは決め付けることができない。そこに別の正義が存在しているかもしれないからである。サルマン・ラシュディに死刑執行しようとしているイスラム原理主義者らさえも、自分たちの行為は神の正義に基づくものと確信している。問題は他者にもそれを強制する根拠となる「人類共通の法」を見出し得るかということである。

なぜ人を殺してはいけないのか

この「なぜ人を殺してはいけないのか」という質問は、オウム真理教事件や神戸小学生殺人事件のあと、ある公開シンポジウムの中で一人の若者によってさりげなく提示され、それに対し壇上の有識者が答えに窮したことで有名

になった。果たして、私たちは面と向かってこのような質問を突きつけられたとき、どのように応答できるだろうか。

最近、小浜逸郎氏がこの質問をそのままタイトルにした著書（洋泉社新書）で解答を模索している。そして、「君自身は殺されたくないだろう。また君の愛する人を殺されたら君は怒り悲しむだろう。だから、君も人を殺してはいけないのだ」とか、「私は人を殺すくらいなら殺される方がましだと思っている」、「人を殺すと、それまで築いてきた『自分』が壊れる」、「人が人を殺せるのは、相手を同じ人間主体と認識していないからだ。相手の人間主体を認めれば殺意はひるむはずだ」等の、幾通りかの答え方を分析して、その何れも十分な説得力を持ち得ないと指摘している。

一方、多くの戦争や紛争においては、当事国の民族感情や宗教観などからすると、敵対相手を殺すことは正当な殺人とされてきた。つまり同じ人を殺す行為に関しても、「正当な殺人」と「汝殺すなかれ」の使い分けが行われてきた訳である。犯罪者に対する「死刑」制度もまた、公権力による一種の「殺人」であり、同様の議論を生む側面を有している。

小浜氏によれば、先進諸国の中で「死刑」が存続しているのは日本と米国だけである。世界中では、全面的に廃止した国68カ国、通常犯罪のみ廃止した国14カ国、10年以上執行実績がなく事実上廃止している国23カ国、存置している国90カ国となっており、アジア諸国に「死刑」を存置している国が多い。日本でも多くの意識調査は、「世論の大半は、死刑制度存続を支持している」という結果を示している（小浜氏自身も存続支持派）。

新時代のグローバルな人権保障に向けて

しばしば死刑存続論の論拠に用いられる、被害者の被った犠牲と量刑の均衡を考慮すべきだという主張がある。これは結局のところ、国家が被害者に代わって報復することを求めるものである。この発想の基本もまた、加害者が共通の正義の基盤に立っていることを前提としている。

しかし、そこに異質な価値観がはいりこんできたとき、いかなる対応が可能なのだろうか。私たちの指向するべきは、報復としての罰ではなく、共通の

秩序・ルールに復帰させ同じ過ちを繰り返さないようにするための教育としての刑であり、さらに重要なことはそういう不幸な犯罪者を生み出さないために未然の市民教育の充実、相互の信頼と尊重関係の再構築ではないだろうか。

そうした観点から、私たちは「死刑」も「拷問」もない社会を地球規模で形成していく努力の担い手になるべきではないだろうか。目前に迫った新たな世紀、新ミレニアムにおいて、基本的人権の尊重という潮流が国家主権の枠を超え、人類共通の理念となる日を追求していく必要をあらためて痛感させられる。

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

寄稿

IT革命が労働組合を変える

電機連合中央執行委員長 鈴木勝利

情報化時代の到来といわれて久しいが、IT革命は想像を超えるスピードで進み、かつての「産業革命」に匹敵する環境変化を招きつつある。そういう話を聞くにつけ、昔、社会科で習った今日の工業化時代の礎となった「産業革命」に対し、当時の労働者が職を奪われる危機感から「機械打ち壊し（ラッダイト）運動」を通して世の中の変化に抵抗したことを思い出す。

人は、それまでの自分の人生を通じて培われた価値観を変えることには抵抗もあるし、また難しく簡単にはできない。今の会社に入社してから今日まで、精一杯黙々と働いてきた自分の人生があり、そうすることが自分の為でありまた会社の為と思ってきた。処遇は年功と共に上昇し、経済と企業の右肩あがりの成長がそれを可能にした。民主主義も未発達で生活が貧しい社会の時には過酷な労働条件が存在したし、働き方も当然のように時間管理を必要とした。しかし、時代の変化や進歩の背景には、生活の向上という経済的裏づけによって成し遂げられた人間の意識変化が存在する。その意識変化が社会制度としては民主主義制度を比較論として一番ベターな制度として定着させてきた。

一方、経済的には大量生産・大量消費という構図によって人々の消費意欲は刺激され、経済成長と生活向上を果たした。それを支えた市場主義は、企業における競争を通じてたえず技術開発を促し、工業化時代の次は「情報化時代」といわれ、目覚ましい情報技術の発展が続き、その代名詞がIT革命といわれることになる。

IT革命が世の中をどのように変化させていくのかは既に言い古された感があるが、それは同時に私たちの働き方、就労形態など、労働組合運動を左右するいくつもの変化を予見させる。

一般的にはIT革命の光の部分に比して、負の部分として「情報格差」やプライバシー保護などが指摘され

るが、ここでは組合運動の側面から検証してみたい。

一番大事なことは、情報化時代は従来の「人と人」のコミュニケーションのあり方を決定的に変化させることである。インターネットを通じて進められる経済的活動にしる、個人のメール交換にしる、そこには当事者間の「人間の顔」は存在しない。人間関係は「人々の顔色」や「声」を通じて思いめぐらす人々の深層にある心理とは無関係に無機質なものに変化することが予想される。「フェイス・トゥ・フェイス」と呼ばれる人間関係が希薄になることによる弊害は想像に難くない。幸いにも労働組合は即人間集団の組織であるから、情報化時代に失われるであろう人間関係を補完する最も有効な団体なのである。その人間集団である労働組合が情報化時代の将来の姿を想定しつつ、その負の遺産を清算させ、あるべき社会を目指すことは重要な仕事になる。

さらに日常の生活や企業における変化にも対応していかなければならない。一つには、仕事の仕方が変わることである。生産設備がある会社への出勤は特定の仕事に限定され、例えば経理業務なども社内のインターネットを活用すれば在宅勤務を可能にする。在宅勤務は個人の仕事の裁量権を大幅に拡大し、人間らしい仕事をすることができると同時に、家庭において育児と仕事の両立を可能にし、女性の社会進出を決定的に促すに違いない。

法律的には家庭における安全衛生や勤務管理のあり方が整備されなければならないし、労働組合も職場に居ない組合員という組織運営上の課題を抱える。

そうなれば、仕事についても「労働の対価として賃金を得る」という「経済的側面」と、仕事を通じて技能を高め「働き甲斐」「生き甲斐」「人格の形成を図る」という「精神的側面」の両面を視野に入れた活動に拡大せざるを得ない。「労働時間は使用者という他人の支配下にあるゆえに、賃金の支払い原則は労働時間にある」という法的解釈は有効性を失わざるを得ない。サービス労働という概念も大きく変わっていく。

また、処遇についても企業が必要とする人材は黙っていても優遇され、そうでない職種の人々との格差は拡大していく。組合員間で職種による賃金格差のあり方についても組合としての考え方を整理しておかなければならないし、その制度の透明性や客観性の濃淡、あるいは組合の運営に対するチェック機能が問われることになる。さらに言えば、労働組合にとって格差容認の大原則はミニマムの保障にある。ミニマムを通じていかに水準の底上げを図っていくのかが運動の中心とならなければならない。それは平均や大括りの職種による賃金の引上げを無意味なものにし、賃金交渉のあり方を決定的に変化させていく。

そして最も重要なことは、一人ひとりの労働者にとって、時代の変化についていけない技能は陳腐化されていくから、個人の技能向上はたえず図られていかなければならない。

労働組合が職業訓練や職業紹介事業へ進出する意義はここにある。これができない組合は従業員にとって一番重要な課題に背を向けることになってしまう。

IT革命の影響は既に出始めている。インターネット取引による仲介業者の中抜き現象、物流事業の増加、製造業メーカーによる共同購入や規格の統一化、企業を超えた技術提携・事業統合など、その影響を受ける組合員の業務形態の変化にいかに対応していくのか。昔の労働運動を続けるのが一番楽でいい。あるいはIT革命によって自分の産業が衰退するかもしれないからIT革命に反対し、時代の変化に目を塞いで昔のラッダイト運動の愚を繰り返してはならない。

社会的規範団体としての労働組合は、メンバーシップでは許されないのであるから、増加し続けるパート労働者、派遣労働者、契約社員、定年後の人々、正規社員以外の人々の組織化に力を注ぐべきであるし、職業訓練や職業紹介活動の延長線上には、職能別組合の姿も想定しておかなければならない。

IT革命は国際競争力を決定付ける要因として猛烈なスピードで進み、企業が変わっていくのと同じように、労働組合運動も、その運動の内容においても、組織運営においても、今や避けられない時代の変化として正面から積極的に対応し、いやむしろ、その革命の担い手としての役割を果たす労働組合へ転換していくのは間違いないことと思う。

情報化社会、IT革命は、社会や企業のシステムと同じように労働組合にも決定的な影響を与えるに違いない。企業の事業構造の変革にどのように対応していくのか、従業員の働き方はどのように変化していくのか、それに伴う処遇の公正なあり方は、そして、組合の組織運営のあり方についてもいまから準備をしておかなければならない。

こうした状況の到来を予測しつつ、電機連合は情報に関連する共通の課題を抱えた産業の組合と、今後の組合運動の在り方を話し合っていく為、今年度、情報労連との協議会に向けての体制準備に入ることを決めた。

情報ソフトとハードのサードウェア産業の政策や、通信と放送の融合に伴う幅広い連携も視野に入れつつ、21世紀の社会の骨格となる情報化社会における労働運動を構築していきたい。

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

